

『消費税軽減税率制度に対応する際に支援を受けたい』

消費税軽減税率導入に向けた準備の支援

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう、レジ導入・システム改修等を支援する補助金や、相談窓口や講習会等によるサポート体制をご用意しています。

【消費税軽減税率対策補助金】

対象となる方

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

支援内容

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

(1) 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）

○補助率

- ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4
- ・導入費用3万円以上の機器：2／3
- ・タブレット等の汎用端末：1／2

○補助上限

レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に経費を要する場合は、さらに1台あたり20万円を加算。複数を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。

(2) 受発注システムの改修等の支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。

○補助率 2／3

○補助上限

- ・小売事業者等の発注システムの場合：1000万円
- ・卸売事業者等の受注システムの場合：150万円
- ・発注システム・受注システム両方の場合：1000万円

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局 電話：0570-081-222 URL：kzt-hojo.jp

【消費税軽減税率対応窓口相談等事業】

対象となる方

消費税率引上げと消費税軽減税率導入にあたって、お悩みのある中小企業・小規模事業者

支援内容

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行います。また、税制抜本改革法（平成24年法律第68号）において、消費税率の引上げが規定されているため、転嫁対策窓口相談等も併せて実施します。

（1）中小企業関係団体等による相談窓口の設置

全国の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等に相談窓口を設置し、消費税軽減税率制度等に関する相談を受け付けます。

（2）中小企業団体等による講習会等の開催

消費税軽減税率制度等に対応するための事務手続きや方策等について周知徹底を図るため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会等を開催します。

（3）中小企業団体等による専門家派遣

事務負担が増大する個別事業者へのきめ細かい対応を実施するため、専門家が出張し、指導・助言を行います。

（4）普及啓発等

パンフレット等の作成・配布やメディア等を通じた広報を行い、万全の普及啓発を行います。

ご利用方法

詳細は下記お問い合わせ先まで。

お問い合わせ先

中小企業庁

- ・財務課 電話：03-3501-5803（直通）
- ・小規模事業振興課 電話：03-3501-2036（直通）

商工会・商工会議所等の中小企業団体の連絡先は中小企業庁ホームページをご覧ください。

URL： http://www.chusho.meti.go.jp/link/jisshi_kikan.html